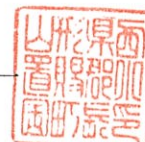


小国町告示第 22 号

令和 8 年度小国町訪問介護事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

小国町長 仁 科 洋



令和 8 年度小国町訪問介護事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 町長は、要介護状態になっても、住み慣れた地域、自宅で生活することができる社会を目指す地域包括ケアシステムを展開するうえで必要不可欠な在宅介護サービスを支援し、もって公共の福祉に資するため、小国町補助金等の適正化に関する規則（平成 2 年小国町規則第 10 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、小国町内に主たる事業所を有する訪問介護事業を実施する事業者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、訪問介護事業の実施に直接必要となる経費で、訪問介護サービスの提供を確保するための経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、当該年度の小国町内に居住する者を対象とする訪問介護の訪問回数に 1,500 円を乗じて得た額の 1/2 とし、3,000,000 円を上限とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第 5 条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和 8 年 4 月 30 日まで、小国町訪問介護事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとし、小国町訪問介護事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 4 号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次の各号に定める変更以外の変更とする。

- (1) 事業に要する経費の10分の3以上の増減を伴う変更
- (2) 補助額の10分の3以上の減額を伴う変更
- (3) 事業の中止又は廃止

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について町長の承認を受けようとするときは、小国町訪問介護事業費補助金変更交付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(変更決定)

第8条 町長は、前条の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定するものとし、小国町訪問介護事業費補助金変更交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた事業者(以下「交付決定者」という。)は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日までのいずれか早い日までに、小国町訪問介護事業費補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、対象事業の実績を町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(取消及び返還)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、当該交付決定者にその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

小国町長 仁科洋一 殿

申請者  
住所  
名称  
代表者名

令和8年度小国町訪問介護事業費補助金交付申請書

令和8年度小国町訪問介護事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類 (1) 事業計画書（様式第2号）  
(2) 収支予算書（様式第3号）  
(3) その他



令和8年度 収支予算書

収入の部 (単位：千円)

項目	金額	備考
補助金		
その他収入		
合計		

支出の部 (単位：千円)

項目	金額	備考
人件費		
車両費		
その他		
合計		

第 号  
年 月 日

殿

小国町長 仁 科 洋 一

令和8年度小国町訪問介護事業費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました令和8年度小国町訪問介護事業費補助金について、下記のとおり交付（不交付）決定したので、令和8年度小国町訪問介護事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付  
交付決定額

円

2 不交付  
理由

年 月 日

小国町長 仁科洋一 殿

申請者  
住所  
名称  
代表者名

令和8年度小国町訪問介護事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた令和8年度小国町訪問介護事業費補助金について、下記の理由により交付額を変更されるよう令和8年度小国町訪問介護事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更交付申請額 円（今回増減額 円）
- 2 変更理由
- 3 添付書類  
(1) 事業計画書（様式第2号）  
(2) 収支予算書（様式第3号）  
(3) その他

第 号  
年 月 日

殿

小国町長 仁 科 洋 一

令和8年度小国町訪問介護事業費補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました令和8年度小国町訪問介護事業費補助金については、下記のとおり変更交付（不交付）決定したので、令和8年度小国町訪問介護事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付

変更交付決定額 円

2 不交付

理由

年 月 日

小国町長 仁 科 洋 一 殿

申請者  
住所  
名称  
代表者名

令和8年度小国町訪問介護事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた令和8年度小国町訪問介護事業費補助金について、令和8年度小国町訪問介護事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 添付書類
- (1) 事業実績書（様式第2号）
  - (2) 収支決算書（様式第8号）
  - (3) その他

令和8年度 収支決算書

収入の部

(単位：円)

項 目	決算額	予算額	比較増減	備考
補 助 金				
その他収入				
合 計				

支出の部

(単位：円)

項 目	決算額	予算額	比較増減	備考
人 件 費				
車 両 費				
そ の 他				
合 計				